

(参考) 新旧対照表

○「出来高部分払方式の実施について」(平成 22 年 9 月 28 日国地契 30、国官技 207)

改正後	改正前
<p>実施要領</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 前払金の扱い</p> <p>工事請負契約書第 35 条に示されている前払金の支払については、以下によるものとする。</p> <p>1) 前払金の範囲</p> <p>受注者は、請負代金額の 10 分の 4 以内の前払金の支払を請求することができるものとする。</p> <p>※ 国債に係る契約の場合の請負代金額と前払金の支払請求時期については、工事請負契約書第 41 条によるものとする。</p> <p>2) 前払金の支払い</p> <p>出来高部分払方式による場合は、工事請負契約書に、以下の〔 〕内の条項を用いるものとする。</p> <p>なお、工事請負契約書第 41 条については、第 1 四半期から第 3 四半期までの契約に係る工事及び第 4 四半期の契約に係る工事であって 1 月に契約を締結する予定の工事（入札・契約手続により 2 月以降に契約を締結することとなった工事を含む。）については（A）を、第 4 四半期に係る工事であって 2 月以降に契約を締結する予定の工事は（B）を用いることとする。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>(前払金)</p> <p>第 35 条 受注者は、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社と契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、請負代金額の 10 分の 4 以内の前払金の支払を発注者に請求することができる。</p> </div>	<p>実施要領</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 前払金の扱い</p> <p>工事請負契約書第 35 条に示されている前払金の支払については、以下によるものとする。</p> <p>1) 前払金の範囲</p> <p>受注者は、請負代金額の 10 分の 4 以内の前払金の支払を請求することができるものとする。</p> <p>※ 国債に係る契約の場合の請負代金額と前払金の支払請求時期については、工事請負契約書第 41 条によるものとする。</p> <p>2) 前払金の支払い</p> <p>出来高部分払方式による場合は、工事請負契約書に、以下の〔 〕内の条項を用いるものとする。</p> <p>なお、工事請負契約書第 41 条については、第 1 四半期から第 3 四半期までの契約に係る工事及び第 4 四半期の契約に係る工事であって 1 月に契約を締結する予定の工事（入札・契約手続により 2 月以降に契約を締結することとなった工事を含む。）については（A）を、第 4 四半期に係る工事であって 2 月以降に契約を締結する予定の工事は（B）を用いることとする。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>(前払金)</p> <p>第 35 条 受注者は、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社と契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、請負代金額の 10 分の 4 以内の前払金の支払を発注者に請求することができる。</p> </div>

2 受注者は、前項の規定による保証書の寄託に代えて、電磁的方法であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。

3 発注者は、第1項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から14日以内に前払金を支払わなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、第1項の規定により請求された前払金額が請負代金額の10分の2に相当する額を超えるときは、発注者は、当該請求を受けた日から14日以内に請負代金額の10分の2に相当する額の前払金を支払うものとする。

5 受注者は、前項の規定により前払金の支払がされた場合において、第1項の規定により請求した前払金額から受領済みの前払金額を差し引いた額に相当する額の前払金の支払を受けるための請求をしようとするときは、あらかじめ、工事の進捗額が請負代金額の10分の2以上であることについて、発注者又は発注者の指定する者の認定を受ける、若しくは、工期が121日以上（ただし、工期が270日以下の工事については、61日以上）経過していなければならない。この場合において、発注者又は発注者の指定する者は、受注者の請求があったときは、直ちに認定を行い、当該認定の結果を受注者に通知しなければならない。

発注者又は発注者の指定する者は、受注者の請求があったときは、直ちに認定等を行い、当該認定の結果を受注者に通知しなければならない。ただ

2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から14日以内に前払金を支払わなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、第1項の規定により請求された前払金額が請負代金額の10分の2に相当する額を超えるときは、発注者は、当該請求を受けた日から14日以内に請負代金額の10分の2に相当する額の前払金を支払うものとする。

4 受注者は、前項の規定により前払金の支払がされた場合において、第1項の規定により請求した前払金額から受領済みの前払金額を差し引いた額に相当する額の前払金の支払を受けるための請求をしようとするときは、あらかじめ、工事の進捗額が請負代金額の10分の2以上であることについて、発注者又は発注者の指定する者の認定を受ける、若しくは、工期が121日以上（ただし、工期が270日以下の工事については、61日以上）経過していなければならない。この場合において、発注者又は発注者の指定する者は、受注者の請求があったときは、直ちに認定を行い、当該認定の結果を受注者に通知しなければならない。

発注者又は発注者の指定する者は、受注者の請求があったときは、直ちに認定等を行い、当該認定の結果を受注者に通知しなければならない。ただ

し、工事着手時において、工事請負契約書第 20 条による工事の中止がある場合には、中止期間は除いて経過日数を算定するものとする。

6 発注者は、前項の認定の結果を受注者に通知した以降、同項の規定による前払金の支払いを受けるための請求があったときは、請求を受けた日から 14 日以内に第 1 項の規定により請求を受けた前払金額から支払済みの前払金額を差し引いた額に相当する額の前払金を支払わなければならない。

7 受注者は、請負代金額が著しく増額された場合においては、その増額後の請負代金の 10 分の 4 に相当する額から受領済みの前払金額を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金の支払を請求することができる。この場合においては、第 2 項から 第 6 項 までの規定を準用する。

8 受注者は、請負代金額が著しく減額された場合においては、受領済みの前払金額が減額後の請負代金の 10 分の 5 に相当する額を超えるときは、受注者は、請負代金額が減額された日から 30 日以内にその超過額を返還しなければならない。ただし、本項の期間内に第 38 条又は第 39 条の規定による支払をしようとするときは、発注者は、その支払額の中からその超過額を控除することができる。

9 前項の期間内で前払金の超過額を返還する前にさらに請負代金額を増額した場合において、増額後の請負代金額が減額前の請負代金額以上であるときは、受注者は、その超過額を返還しないものとし、増額後の請負代金額が減額前の請負代金額未満の額であるときは、受注者は、受領済

し、工事着手時において、工事請負契約書第 20 条による工事の中止がある場合には、中止期間は除いて経過日数を算定するものとする。

5 発注者は、前項の認定の結果を受注者に通知した以降、同項の規定による前払金の支払いを受けるための請求があったときは、請求を受けた日から 14 日以内に第 1 項の規定により請求を受けた前払金額から支払済みの前払金額を差し引いた額に相当する額の前払金を支払わなければならない。

6 受注者は、請負代金額が著しく増額された場合においては、その増額後の請負代金の 10 分の 4 に相当する額から受領済みの前払金額を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金の支払を請求することができる。この場合においては、第 2 項から 第 5 項 までの規定を準用する。

7 受注者は、請負代金額が著しく減額された場合においては、受領済みの前払金額が減額後の請負代金の 10 分の 5 に相当する額を超えるときは、受注者は、請負代金額が減額された日から 30 日以内にその超過額を返還しなければならない。ただし、本項の期間内に第 38 条又は第 39 条の規定による支払をしようとするときは、発注者は、その支払額の中からその超過額を控除することができる。

8 前項の期間内で前払金の超過額を返還する前にさらに請負代金額を増額した場合において、増額後の請負代金額が減額前の請負代金額以上であるときは、受注者は、その超過額を返還しないものとし、増額後の請負代金額が減額前の請負代金額未満の額であるときは、受注者は、受領済

みの前払金の額からその増額後の請負代金額の10分の5に相当する額を差し引いた額を返還しなければならない。

10 発注者は、受注者が第8項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。  
(保証契約の変更)

第36条 受注者は、前条第7項の規定により受領済みの前払金に追加してさらに前払金の支払を請求しようとする場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。

2 受注者は、前項に定める場合のほか、請負代金額が減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに発注者に寄託しなければならない。

3 受注者は、第1項又は第2項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。

4 受注者は、前払金額の変更を伴わない工期の変更が行われた場合には、発注者に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。

(国債に係る契約の前金払の特則)

第41条(A) 国債に係る契約の前金払については、第35条中「契約書記載の工事完成の時期」とあるのは「契約書記載の工事完成の時期（最終の会計年

みの前払金の額からその増額後の請負代金額の10分の5に相当する額を差し引いた額を返還しなければならない。

9 発注者は、受注者が第7項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。  
(保証契約の変更)

第36条 受注者は、前条第6項の規定により受領済みの前払金に追加してさらに前払金の支払を請求しようとする場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。

2 受注者は、前項に定める場合のほか、請負代金額が減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに発注者に寄託しなければならない。

3 受注者は、前払金額の変更を伴わない工期の変更が行われた場合には、発注者に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。

(国債に係る契約の前金払の特則)

第41条(A) 国債に係る契約の前金払については、第35条中「契約書記載の工事完成の時期」とあるのは「契約書記載の工事完成の時期（最終の会計年

度以外の会計年度にあつては、各会計年度末)」と、第35条及び第36条中「請負代金額」とあるのは「当該会計年度の出来高予定額（前会計年度末における第38条第1項の請負代金相当額（以下本条及び次条において「請負代金相当額」という。）が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合において、当該会計年度の当初に部分払をしたときは、当該超過額を控除した額）」と読み替えて、これらの規定を準用する。ただし、この契約を締結した会計年度（以下「契約会計年度」という。）以外の会計年度においては、受注者は、予算の執行が可能となる時期以前に前払金の支払を請求することはできない。

また、[第35条第5項](#)の「工期が121日以上（ただし、工期が270日以下の工事については、61日以上）経過していなければならない。」は「工期が121日以上経過していなければならない（ただし、国債に係る契約の初年度と最終年度で当該年度の工期が180日以下の工事及び国債に係る契約の中間年度の工事については、工期が61日以上経過するか、又は2月末日にならなければならない。）」に読み替えるものとする。

- 2 前項の場合において、契約会計年度について前払金を支払わない旨が設計図書に定められているときには、前項の規定による読替え後の第35条第1項の規定にかかわらず、受注者は、契約会計年度について前払金の支払を請求することができない。
- 3 第1項の場合において、契約会計年度に翌会計年度分の前払金を含めて支払う旨が設計図書に定められてい

度以外の会計年度にあつては、各会計年度末)」と、第35条及び第36条中「請負代金額」とあるのは「当該会計年度の出来高予定額（前会計年度末における第38条第1項の請負代金相当額（以下本条及び次条において「請負代金相当額」という。）が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合において、当該会計年度の当初に部分払をしたときは、当該超過額を控除した額）」と読み替えて、これらの規定を準用する。ただし、この契約を締結した会計年度（以下「契約会計年度」という。）以外の会計年度においては、受注者は、予算の執行が可能となる時期以前に前払金の支払を請求することはできない。

また、[第35条第4項](#)の「工期が121日以上（ただし、工期が270日以下の工事については、61日以上）経過していなければならない。」は「工期が121日以上経過していなければならない（ただし、国債に係る契約の初年度と最終年度で当該年度の工期が180日以下の工事及び国債に係る契約の中間年度の工事については、工期が61日以上経過するか、又は2月末日にならなければならない。）」に読み替えるものとする。

- 2 前項の場合において、契約会計年度について前払金を支払わない旨が設計図書に定められているときには、前項の規定による読替え後の第35条第1項の規定にかかわらず、受注者は、契約会計年度について前払金の支払を請求することができない。
- 3 第1項の場合において、契約会計年度に翌会計年度分の前払金を含めて支払う旨が設計図書に定められてい

るときには、第1項の規定による読替え後の第35条第1項の規定にかかわらず、受注者は、契約会計年度に翌会計年度に支払うべき前払金相当分（円以内）を含めて前払金の支払いを請求することができる。この場合において、契約会計年度の工期が60日以下の工事については、第35条第4項及びこの条第1項の規定による読替え後の第35条第5項の規定は、適用しない。

4 第1項の場合において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しないときには、第1項の規定による読替え後の第35条第1項の規定にかかわらず、受注者は、請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達するまで当該会計年度の前払金の支払を請求することができない。

5 第1項の場合において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しないときには、その額が当該出来高予定額に達するまで前払金の保証期限を延長するものとする。この場合においては、第36条第4項の規定を準用する。

(国債に係る契約の前金払の特則)

第41条(B) 国債に係る契約の前金払については、第35条中「契約書記載の工事完成の時期」とあるのは「契約書記載の工事完成の時期（最終の会計年度以外の会計年度にあっては、各会計年度末）」と、第35条及び第36条中「請負代金額」とあるのは「当該会計年度の出来高予定額（前会計年度末における第38条第1項の請負代金相当額（以下本条及び次条において「請負代金相当額」という。）が前会計年度

るときには、第1項の規定による読替え後の第35条第1項の規定にかかわらず、受注者は、契約会計年度に翌会計年度に支払うべき前払金相当分（円以内）を含めて前払金の支払いを請求することができる。この場合において、契約会計年度の工期が60日以下の工事については、第35条第3項及びこの条第1項の規定による読替え後の第35条第4項の規定は、適用しない。

4 第1項の場合において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しないときには、第1項の規定による読替え後の第35条第1項の規定にかかわらず、受注者は、請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達するまで当該会計年度の前払金の支払を請求することができない。

5 第1項の場合において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しないときには、その額が当該出来高予定額に達するまで前払金の保証期限を延長するものとする。この場合においては、第36条第3項の規定を準用する。

(国債に係る契約の前金払の特則)

第41条(B) 国債に係る契約の前金払については、第35条中「契約書記載の工事完成の時期」とあるのは「契約書記載の工事完成の時期（最終の会計年度以外の会計年度にあっては、各会計年度末）」と、第35条及び第36条中「請負代金額」とあるのは「当該会計年度の出来高予定額（前会計年度末における第38条第1項の請負代金相当額（以下本条及び次条において「請負代金相当額」という。）が前会計年度

までの出来高予定額を超えた場合において、当該会計年度の当初に部分払をしたときは、当該超過額を控除した額」と読み替えて、これらの規定を準用する。ただし、この契約を締結した会計年度（以下「契約会計年度」という。）以外の会計年度においては、受注者は、予算の執行が可能となる時期以前に前払金の支払を請求することはできない。

また、第 35 条第 5 項の「工期が 121 日以上（ただし、工期が 270 日以下の工事については、61 日以上）経過していなければならない。」は「工期が 121 日以上経過していなければならない（ただし、国債に係る契約の初年度と最終年度で当該年度の工期が 180 日以下の工事及び国債に係る契約の中間年度の工事については、工期が 61 日以上経過していなければならない。）。」に読み替えるものとする。

- 2 前項の場合において、契約会計年度について前払金を支払わない旨が設計図書に定められているときには、前項の規定による読替え後の第 35 条第 1 項の規定にかかわらず、受注者は、契約会計年度について前払金の支払を請求することができない。
- 3 第 1 項の場合において、契約会計年度に翌会計年度分の前払金を含めて支払う旨が設計図書に定められているときには、第 1 項の規定による読替え後の第 35 条第 1 項の規定にかかわらず、受注者は、契約会計年度に翌会計年度に支払うべき前払金相当分（ 円以内）を含めて前払金の支払いを請求することができる。この場合において、請求された前払金額が第 40 条第 1 項に定める契約会計年度の支払

までの出来高予定額を超えた場合において、当該会計年度の当初に部分払をしたときは、当該超過額を控除した額」と読み替えて、これらの規定を準用する。ただし、この契約を締結した会計年度（以下「契約会計年度」という。）以外の会計年度においては、受注者は、予算の執行が可能となる時期以前に前払金の支払を請求することはできない。

また、第 35 条第 4 項の「工期が 121 日以上（ただし、工期が 270 日以下の工事については、61 日以上）経過していなければならない。」は「工期が 121 日以上経過していなければならない（ただし、国債に係る契約の初年度と最終年度で当該年度の工期が 180 日以下の工事及び国債に係る契約の中間年度の工事については、工期が 61 日以上経過していなければならない。）。」に読み替えるものとする。

- 2 前項の場合において、契約会計年度について前払金を支払わない旨が設計図書に定められているときには、前項の規定による読替え後の第 35 条第 1 項の規定にかかわらず、受注者は、契約会計年度について前払金の支払を請求することができない。
- 3 第 1 項の場合において、契約会計年度に翌会計年度分の前払金を含めて支払う旨が設計図書に定められているときには、第 1 項の規定による読替え後の第 35 条第 1 項の規定にかかわらず、受注者は、契約会計年度に翌会計年度に支払うべき前払金相当分（ 円以内）を含めて前払金の支払いを請求することができる。この場合において、請求された前払金額が第 40 条第 1 項に定める契約会計年度の支払

<p>限度額を超えるときは、発注者は、当該支払限度額に相当する額を前払金として支払うものとし、受注者は、契約会計年度の翌会計年度に、請求した前払金額から受領済みの前払金額を差し引いた額に相当する額の前払金の支払いを請求することができるものとする。</p> <p>4 受注者は、前項の規定により契約会計年度の翌会計年度に前払金の支払いを請求しようとするときは、あらかじめ、工事の進捗額が請負代金額の10分の2以上であることについて、発注者又は発注者の指定する者の認定を受ける、若しくは、工期が121日以上（ただし、国債に係る契約の初年度と最終年度で当該年度の工期が180日以下の工事及び国債に係る契約の中間年度の工事については、61日以上）経過していなければならない。この場合において、発注者又は発注者の指定する者は、受注者の請求があったときは、直ちに認定を行い、当該認定の結果を受注者に通知しなければならない。ただし、工事着手時において、工事請負契約書第20条による工事の中止がある場合には、中止期間は除いて経過日数を算定するものとする。</p> <p>5 第1項の場合において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しないときには、第1項の規定による読替え後の第35条第1項の規定にかかわらず、受注者は、請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達するまで当該会計年度の前払金の支払を請求することができない。</p> <p>6 第1項の場合において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計</p>	<p>限度額を超えるときは、発注者は、当該支払限度額に相当する額を前払金として支払うものとし、受注者は、契約会計年度の翌会計年度に、請求した前払金額から受領済みの前払金額を差し引いた額に相当する額の前払金の支払いを請求することができるものとする。</p> <p>4 受注者は、前項の規定により契約会計年度の翌会計年度に前払金の支払いを請求しようとするときは、あらかじめ、工事の進捗額が請負代金額の10分の2以上であることについて、発注者又は発注者の指定する者の認定を受ける、若しくは、工期が121日以上（ただし、国債に係る契約の初年度と最終年度で当該年度の工期が180日以下の工事及び国債に係る契約の中間年度の工事については、61日以上）経過していなければならない。この場合において、発注者又は発注者の指定する者は、受注者の請求があったときは、直ちに認定を行い、当該認定の結果を受注者に通知しなければならない。ただし、工事着手時において、工事請負契約書第20条による工事の中止がある場合には、中止期間は除いて経過日数を算定するものとする。</p> <p>5 第1項の場合において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しないときには、第1項の規定による読替え後の第35条第1項の規定にかかわらず、受注者は、請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達するまで当該会計年度の前払金の支払を請求することができない。</p> <p>6 第1項の場合において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計</p>
--	--



<p>年度までの出来高予定額に達しないときには、その額が当該出来高予定額に達するまで前払金の保証期限を延長するものとする。この場合においては、<u>第 36 条第 4 項</u>の規定を準用する。</p> <p>[注] (B)は、2月又は3月に契約を締結することを想定して発注する場合に使用することとする。</p>	<p>年度までの出来高予定額に達しないときには、その額が当該出来高予定額に達するまで前払金の保証期限を延長するものとする。この場合においては、<u>第 36 条第 3 項</u>の規定を準用する。</p> <p>[注] (B)は、2月又は3月に契約を締結することを想定して発注する場合に使用することとする。</p>
<p>3) その他</p> <p>前払金の請求及び要件具備の認定様式は、別紙 1～4 を参考として実施するものとする。</p> <p>6～11 (略)</p> <p>別紙—1</p> <p>なお、受領の方法については、工事請負契約書<u>第 35 条第 4 項及び第 6 項</u>の規定に基づき受領いたします。</p> <p>※前払金保証書は1枚とする。(2回保証書をつくる必要はない。)</p> <p><u>※工事請負契約書第 35 条第 2 項の規定による場合は、前払金保証書の閲覧に必要な保証契約番号及び認証情報を提供すること。(既に提供している場合を除く。)</u></p> <p>別紙—2</p> <p><u>¥200,000,000. —</u> (工事請負契約書<u>第 35 条第 4 項</u>の請求金額)</p> <p>別紙—3</p> <p><u>¥200,000,000. —</u> (工事請負契約書第 35 条<u>第 6 項</u>の請求金額)</p> <p>別紙—4</p> <p>上記の工事について、工事請負契約書第 35 条<u>第 5 項</u>の要件を具備しておりますので、認定されるよう請求します。</p>	<p>3) その他</p> <p>前払金の請求及び要件具備の認定様式は、別紙 1～4 を参考として実施するものとする。</p> <p>6～11 (略)</p> <p>別紙—1</p> <p>なお、受領の方法については、工事請負契約書<u>第 35 条第 3 項及び第 5 項</u>の規定に基づき受領いたします。</p> <p>※前払金保証書は1枚とする。(2回保証書をつくる必要はない。)</p> <p>別紙—2</p> <p><u>¥200,000,000. —</u> (工事請負契約書<u>第 34 条第 3 項</u>の請求金額)</p> <p>別紙—3</p> <p><u>¥200,000,000. —</u> (工事請負契約書第 35 条<u>第 5 項</u>の請求金額)</p> <p>別紙—4</p> <p>上記の工事について、工事請負契約書第 35 条<u>第 4 項</u>の要件を具備しておりますので、認定されるよう請求します。</p>